

協定締結等に先立つ医療機関調査（事前調査）の手引き

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症発生・まん延時の円滑な対応に資するため、都道府県は医療機関と「医療措置協定」の締結を行うこととなりました（改正感染症法 令和6年4月1日施行分）。
- 本県においても、適切な医療提供体制を確保するため、「医療措置協定」の締結等を進めていきたいと考えており、今後の「医療措置協定」の締結等に向けて事前調査を実施いたします。
- 本調査は全ての医療機関に御回答をお願いするものです。御多忙のところ恐縮ではございますが、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【入力上の注意】

- ・ 原則、全ての調査項目の回答が必須となっております。
- ・ 数字を記載する項目について、該当がない場合には「0」を入力してください。
- ・ プルダウンから選択する項目について、該当がない場合には、選択肢に従い「受けていない」、「していない」等と御回答ください。

調査票 1

1 新型コロナ対応の実績確認

- 令和4年12月時点の最大値で御回答願います。最大時の対応が他の月だった場合も、調査には令和4年12月時点で御回答ください。

2 感染症法の協定締結の意向

- 医療措置協定においては、各医療機関の機能や役割に応じて、新興感染症への対応時期について、流行初期期間と流行初期経過後に時期を分けて協定を締結する予定です。
- 流行初期期間とは、感染症法に基づく、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表から3か月程度です。流行初期期間については、感染症指定医療機関を含む公的医療機関等を念頭に、新型コロナ発生の約1年後（令和2年12月）の入院患者数の規模に前倒しで対応できる体制の確保を目指します。
- 流行初期期間経過後とは、流行初期期間経過後の3か月程度、発生の公表から6か月程度です。流行初期期間経過後については、公的医療機関等に加え、対応可能な民間医療機関も中心となりながら、順次速やかに全ての協定締結医療機関で対応することとし、新型コロナ対応の最大値（令和4年12月）の体制を目指します。

① 病床確保

- ・ 感染症指定医療機関は、感染症病床を除いた数を入力願います。

調査票 2

② 発熱外来

- ・ 検査（核酸検出検査）数は、抗原検査（定性、定量）を除き、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものを入力してください。

③ 自宅療養者等への医療の提供

- ・ 流行初期期間以降（発生公表後 6 か月まで）に自宅療養者等への医療が提供可能かどうか御回答ください。

④ 後方支援

- ・ 感染症の回復患者の転院受入または病床を確保している医療機関に代わって一般患者の受入れが可能かどうか御回答ください。

調査票 3

⑤ 人材派遣

- ・ 県内外問わず、医療人材派遣（感染症対応に限る）で対応可能な人数の見込みについて御回答ください。
- ・ 「その他」とは、資格の有無を問わず、全ての派遣対応可能な職員が該当します。
- ・ 「感染症医療担当従事者」とは、感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者で、病棟、外来の従事者を想定しています。
- ・ 「感染症予防等業務対応関係者」とは、感染対策部門の従事者を想定しており、感染制御・業務継続支援チームの医療従事者や感染症専門家を含み、上記の「感染症医療担当従事者」を除いた数を入力願います。
- ・ 人材派遣が可能な人数の合計（医師＋看護師＋その他）は、「感染症医療担当従事者（A）」と「感染症予防等業務対応関係者（B）」の合計とイコールになります。

⑥ 個人防護具の備蓄

- ・ 実績（新型コロナ対応時の 2 か月分の消費量）は、令和 4 年 1 2 月前後の 2 か月間で使用した量を目安に御回答ください。
- ・ 備蓄量は使用量 2 か月分以上をすることが推奨されています。備蓄予定は特定の波における使用量での 2 か月分ではなく、令和 3 年や令和 4 年を通じた平均的な使用量で 2 か月分を設定してください。
- ・ 国のガイドラインに想定消費量が掲載されていますので、設定する際の参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>